

復興整備計画
（第2回 変更）

利府町・宮城県

平成25年8月16日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）		
利府町の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）		
① 町民の「生命」を守るとともに、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりの推進を図る。 ② 被災者の生活再建にかかる負担軽減を図るため、災害公営住宅の整備を基本とした住宅再建の支援を行う。 ③ 津波被害を受けた漁業の再生とともに、震災被害を受けた農業用施設の早期復旧を行い農業の発展を目指す。		
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）		
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向		
① 現位置でのまちづくりを基本としつつ、被災世帯の居住の場として災害公営住宅を整備する。 ② 今回の震災を踏まえた避難道路等の整備を図るとともに、漁港の地盤沈下対策や浸水対策を実施する。 ③ 優良農地が保全されている地域については、農業用施設の早期復旧を実施し、これまでと同様に農業振興を図る。		
(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）		
① 鉄道駅等の公共交通機関を中心としたコンパクトな土地利用の観点及び災害公営住宅入居希望世帯の年齢構成などから、既存住宅団地に隣接しているA地区に災害公営住宅を整備する。 ② 地盤沈下が起きている浜田・須賀漁港は、防潮施設を整備し、護岸強化や漁港施設用地の嵩上げ等により漁港機能の回復を図る。 ③ 津波被害の危険性が高い浜田・須賀地区は、避難場所や避難路等の整備のほか、内水排除対策等を実施し、居住環境の再整備を行う。		
(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		

(4) 集団移転促進事業		
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	A地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（加瀬地区） 事業主体：利府町 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度から平成27年度		

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整理 番号	事業区分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	該当なし						
2							
3							

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 （大臣許可）	都市計画法			農地法 （知事許可）	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	A地区		○			○						
2													

- （注） 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図

A地区 災害公営住宅整備事業（加瀬地区）

凡例

行政区域	復興整備計画の区域	漁港復興エリア	漁業集落復興エリア	農地・農村再生地域	農地	公園	住宅地域	工業地域	商業地域	市街地	復興整備事業予定区域	山地・緑地・河川・ため池

利府中IC
利府金IC
利府役場
利府らしき台IC
利府街道
三好川
国道45号
東北新幹線
A地区
災害公営住宅整備事業（加瀬地区）

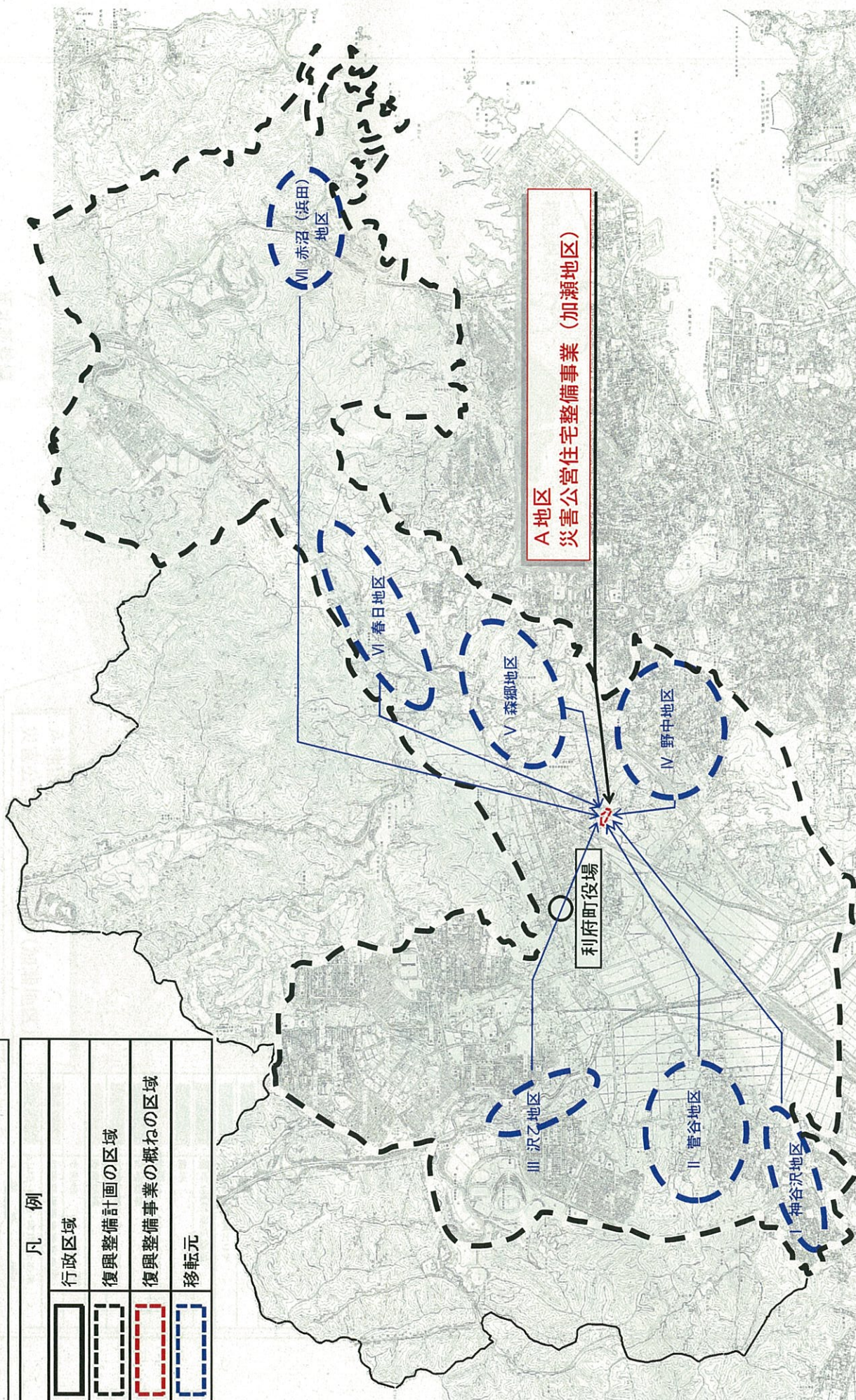
A地区
災害公営住宅整備事業（加瀬地区）

凡 例	
	行政区域
	復興整備計画の区域
	漁港復興エリア
	漁業集落復興エリア
	農地・農村混在地域
	農地
	公園
	住宅地域
	工業地域
	商業地域
	市街地
	復興整備事業予定区域
	山地・緑地・河川・ため地

	0	200	500	1000m
--	---	-----	-----	-------

利府町復興整備事業総括図

凡 例	
	行政区域
	復興整備計画の区域
	復興整備事業の概ねの区域
	移転元



様式第 10 法第49条第 4 項第 1 号関係（都市計画法第29条第 1 項・ 2 項の開発許可）

都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者		住所 宮城郡利府町利府字新並松4番地 氏名 利府町長 鈴木 勝 雄 印	※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城郡利府町加瀬字新柚の木23番 他11筆	
	2 開発区域の面積	5,473.12平方メートル	
	3 予定建築物等の用途	災害公営住宅・集会所	
	4 工事施行者住所氏名	宮城県宮城郡利府町花園 2－7－1 山幸建設株式会社	
	5 工事着手予定年月日	平成 25 年 4 月 30 日	
	6 工事完了予定年月日	平成 25 年 9 月 30 日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの	
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由		
	9 その他必要な事項		
※ 受付番号		年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件			
※ 同意番号		年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合には、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

別 紙

開発区域に含まれる地域の名称

宮城郡利府町加瀬字新柚の木23、23番地先水、26、27、28番1、28番2、29番1、29番2、
森郷字柚ノ木23番3、24番1、25番1、26番3、42

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		宮城県内陸部加瀬字新柚の木23番 他11筆							
設 計 の 方 針		災害公営住宅用地の整備を目的とする。 雨水排水は、宮城県の開発許可の基準に持たれて設計するとともに、周辺の農地への用排水計画を考慮したものとする。 造成計画は、耕作土等の表土剥き取りや地盤改良（現況地盤1.5mを含む非液状化層3.0mの構築）を行うとともに現況より約1.5m程度の盛土を行う。盛土材は近隣から約5,000m ³ の購入土により造成を行う予定である。							
地 域 地 区 等	イ 市街化区域	㊦ 市街化調整区域			用 途 地 域 等		—		
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域								
宅地造成工事 規制区域	宅地造成工事	内 ㊦			そ の 他		—		
	規制区域								
工 区 区 分	工 区	第1工区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計		
	地名及び地番	加瀬字新柚の木23番 他11筆	-	-	-	-			
	面 積	m ² 5,473.12	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
開 発 区 域 の 土 地 の 現 状	地 目	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	そ の 他	計	
		面 積	m ² -	m ² 4,725.00	m ² -	m ² 543.12	m ² 205.00	m ² 5,473.12	
		割 合	% -	% 86.33	% -	% 9.92	% 3.75	% 100	
	所 有 者 別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	そ の 他	計		
		面 積	m ² 4,930.00	m ² -	m ² -	m ² 543.12	m ² 5,473.12		
		割 合	% 90.08	% -	% -	% 9.92	% 100		
土 地 利 用 計 画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			そ の 他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公園	そ の 他		
		面 積	m ² 5012.20	m ² -	m ² -	m ² 30.90	m ² 231.00	m ² 199.02	m ² -
割 合	% 91.58	% -	% -	% 0.56	% 4.22	% 3.64	% -	% 100	
区 画 設 定 計 画	区 画 数	最大区画面積			最小区画面積		区画の平均面積		
	住 宅 1	m ² 5012.20			m ² 5012.20		m ² 5012.20		
	-	m ² -			m ² -		m ² -		
上 水 道 施 設	㊦ 公 営 水 道 ㊦ 簡 易 水 道 ㊦ 専 用 水 道 ㊦ そ の 他	消 防 水 利 施 設	㊦ 消 火 栓 ㊦ 貯 水 槽 ㊦ そ の 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
					25戸	—	25戸		
				計画人口	88 人		人口密度	160 人/ha	

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書（その 2）

公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅員(m)	延長(m)	面積(m ²)			
道 路 ((主)塩釜吉岡線)		12.5	81.7	30.90	宮城県	宮城県	申請者
公 園		-	-	231.00	利府町	利府町	申請者
その他 (水路)				199.02	利府町	利府町	申請者
公共下水道		-	4.0	-	利府町	利府町	申請者
上水道		-	150.3	-	利府町	利府町	申請者
消防水利 (防火貯水槽40m ³)		-	-	-	利府町	利府町	申請者
計				460.92			

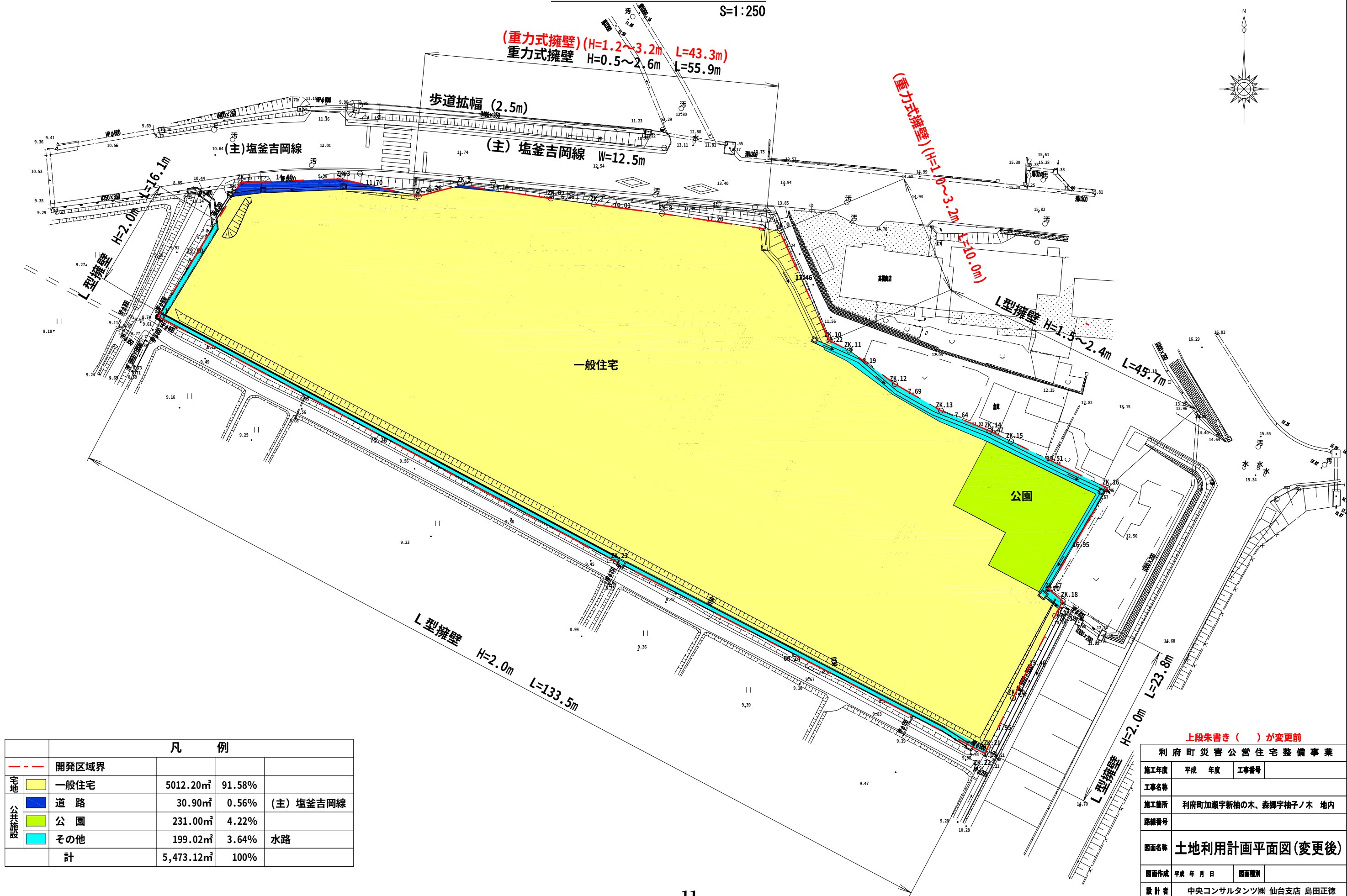
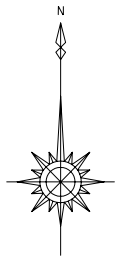
公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷 地 面 積 (m ²)	管理予定者	計画の概要 (建設時期等)

- (注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。
 2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

土地利用計画平面図

S=1:250



凡 例				
---	開発区域界			
宅地	一般住宅	5012.20㎡	91.58%	
道路	道 路	30.90㎡	0.56%	(主) 塩釜吉岡線
公園	公 園	231.00㎡	4.22%	
その他	その他	199.02㎡	3.64%	水路
計	計	5,473.12㎡	100%	

上段朱書き（ ）が変更前						
利 府 町 災 害 公 営 住 宅 整 備 事 業						
施工年度	平成	年度	工事番号			
工事名称						
施工箇所	利府町加瀬字新柚の木、森郷字柚子ノ木 地内					
路線番号						
図面名称	土地利用計画平面図(変更後)					
図面作成	平成	年	月	日	図面種別	
設計者	中央コンサルタンツ(株) 仙台支店				島田正徳	
宮 城 県 利 府 町						